

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	8 3		
教 育 民 生 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 4 年 6 月 2 1 日 (火)	開会 閉会	午前 9 時 5 5 分 午前 1 0 時 5 2 分	会 場 総合保健福祉 センター 2 階 会議室 1
出席者	委員長 西山 慶 委員 宮田 志野 委員 森田 收三 委員 大崎 宏明 副委員長 土居 信一 委員 西村 泰一 委員 柿谷 悟 委員 佐々木 學			
市側出席者	副 市 長 (平井 和久) 学 校 教 育 課 長 (中西 司) 子ども・子育て支援課長 (久保 実千) 長寿介護課長 (吉本加津代) 環境保全課長 (森光 澄夫) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 教 育 長 (細木 忠憲) 生涯学習課長 (岡本 憲仁) 福祉事務所長 (嶋崎 貴寿) 健康推進課長 (中山 明) 市 民 課 長 (大崎 弘美) 【事務局】局長：松浦 永治 係長 堅田 陽子			
欠席者				記 録 者 堅田 陽子
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 4 2 号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第 4 3 号 須崎市障害者地域活動支援センターの設置及び管理 に関する条例の制定について			原案可決	
市議案第 4 6 号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第 4 7 号 専決処分の承認について			原案承認	

市議案第 4 9 号 専決処分の承認について

原案承認

市議案第 5 1 号 専決処分の承認について《分割》

原案承認

市議案第 5 3 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）
について《分割》

原案可決

市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）
について《分割》

原案可決

（2）その他について

教育民生委員会記録《令和 4 年 6 月 21 日》

○午前 9 時 55 分 開議

~~~~~

○西山委員長＝皆さん、おはようございます。少し時間が早いですが、皆さんおそろいのようなので、ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 42 号 専決処分の承認について

○西山委員長＝まず、市議案第 42 号 専決処分の承認について を議題といたします。執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第 42 号 専決処分の承認について御説明いたします。

議案書 8 ページから 10 ページでございます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和 4 年 2 月 18 日に公布されたことに伴い、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間を延長し、令和 2 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められている令和元年度分から令和 4 年度分の国民健康保険税の減免を可能とするため、須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により御報告を申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の被保険者間の保険税負担の公平確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間の延長を拡大するものであります。

議案書 10 ページを御覧ください。

第 2 条第 2 項の改正は、課税限度額の改正で、国民健康保険税の基礎課税額を現行の 63 万円から 65 万円に、同条第 3 項の改正は、後期高齢者支援金等課税に係る課税限度額を現行の 19 万円から 20 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第 21 条第 1 項の改正は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税の軽減対象となる判定基準の見直しであり、63 万円を 65 万円に、19 万円を 20 万円に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、適用区分を、改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 43 号 須崎市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○西山委員長＝続きまして、市議案第 43 号 須崎市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第 43 号 須崎市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書 11 ページからでございます。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設として、新たに整備しようとする須崎市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、まず、第 1 条及び第 2 条では設置の目的や施設の名称等について定めておりまして、第 3 条ではセンターにおいて行う事業を定めております。

次に、第 4 条では施設の管理を指定管理者に行わせることができるものとし、第 5 条では指定管理者が行う業務について定めております。

それから、第 6 条では利用対象者について、第 7 条では休館日について、第 8 条で

は利用時間について、第 9 条から第 11 条までは施設の利用許可等に関する事項をそれぞれ定めております。

また、第 12 条ではセンターの使用料について、第 13 条では利用者の損害賠償について、第 14 条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行することとし、第 2 項では、須崎市障害者社会参加促進施設の設置及び管理に関する条例を廃止することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村委員＝すみません、場所は、この市役所のどこを想定されてますか。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝市役所の北側に、今、窓から見られてる建物です。

そちらを予定しております。

○西山委員長＝ほかに。

西村委員。

○西村委員＝指定管理を行えるものとする、できるというようなことですが、当面、この 12 月 1 日という、年度でいうたら区切りがいいときじゃないじゃないですか。今年度は業務をどうするとか、次年度から指定管理するとか、その辺のことの、どのように考えられていますでしょうか。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝まず、今議会で議決いただいた後に、指定管理の公募選考を行いまして、改めて指定管理者を選考し、9 月議会で指定管理者の議決をお願いしたいと思います。いただいた後に、事業者さんの準備期間、開設するための準備等の時間が必要だと思いますので、最終的には 12 月 1 日からということとあわせて、また後ほど議案でも説明しますが、若干、施設の改修をさせていただくということで、具体的に、障害者でも入れる多目的トイレの設置ですとか、間取りをちょっと広めて、車椅子で入れるスペースといったことも、その 12 月までにさせていただきたいという期間も含めて、12 月からの開設ということで、今のところ予定しております。

○西村委員＝了解しました。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 4 6 号 専決処分の承認について《分割》

○西山委員長＝続きまして、市議案第 4 6 号 専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝それでは、議案書 1 9 ページ、市議案第 4 6 号 令和 3 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 7 号）の専決処分の承認につきまして、市民課所管分を御説明いたします。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正)の 2 0 ページを御覧ください。

第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民基本台帳費 第 1 目 戸籍住民基本台帳費は 1 3 1 万 5, 0 0 0 円の減額でございますが、事業費見込みによる減額更正でございます。

次に、2 1 ページを御覧ください。

第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 5 目 老人福祉費の後期高齢者医療事業費 1 2 6 万 7, 0 0 0 円の減額更正は、共通経費の負担金の確定によるものでございます。

次に、2 3 ページを御覧ください。

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第 1 目 保健衛生総務費の健康づくり事業費 5 4 万 1, 0 0 0 円の減額更正は、決算見込み及び事業費の確定によるものでございます。

続いて、7 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費の補正でございます。

第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍住民基本台帳費 3 0 7 万 7, 0 0 0 円につきまして、転出入のワンストップシステムの改修事業の継続のため、翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、福祉事務所が所管いたします 3 月補正予算を御説明いたします。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正)の 2 0 ページでございます。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費は 2 0 2 万 9, 0 0 0 円の減でございますが、その内訳といたしまして、社会福祉総務費は、高幡広域社協連絡協議

会の負担金が9万5,000円の減額、それから、子育て世帯等臨時特別支援事業費（非課税世帯等給付金）は翌年度へ繰り越すべきもの以外について、減額更正をいたしております。

次に、2目 障害者福祉費は673万3,000円の減額でございますが、その内訳といたしまして、障害者福祉費は、高知県心身障害者扶養共済加入者掛金補助金が23万3,000円の更正減、それから、重度心身障害児者医療費、福祉タクシー事業費、障害者相談支援事業費は、いずれも決算見込みに伴う更正減でございます。

次に、21ページ、3目 障害者自立支援給付費1,490万円の減額でございますが、内訳といたしまして、障害福祉サービス給付費、補装具給付費、障害者自立支援医療給付費、障害児給付費について、それぞれ決算見込みに伴う更正減でございます。

それから、その下の4目 障害者地域生活支援事業費220万円の減額につきましても、決算見込みに伴う日常生活用具給付等事業費の更正減でございます。

続いて、22ページからでございます。

3款 民生費 3項 生活保護費 1目 生活保護総務費729万円の減額につきましては、生活困窮者住居確保給付金事業費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費、ともに決算見込みに伴う更正減でございます。

それから、2目 扶助費でございますが、これも決算見込みに伴いまして、生活保護扶助費が2,450万円の更正減でございます。

次の4項 災害救助費 1目 災害救助費180万円の減額につきましても、決算見込みに伴いまして、災害援護資金貸付金の更正減でございます。

続いて、7ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費の補正でございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費ですが、昨年度から実施いたしております子育て世帯等臨時特別支援事業費（非課税世帯等給付金）2億1,655万5,000円につきまして、事業継続のため翌年度に繰り越す必要が生じたことから補正するものでございます。

以上でございます。

○西山委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です。よろしくお願いいたします。

長寿介護課所管分について御説明をいたします。

別冊 令和3年度須崎市補正予算書(令和4年3月補正)21ページでございます。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 老人福祉費、説明欄、老人福祉費366万6,000円の更正減は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために敬老会事業が委託実施できなかったこと等による減額でございます。

福祉タクシー事業費、扶助費296万5,000円の減額、住宅改造支援事業費133万2,000円の減額、老人施設入所措置費（養護分）1,188万8,000円の減額は、それぞれ決算見込みによる減額更正でございます。

続きまして、第 8 目 介護保険推進事業費 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、介護保険特別会計繰出金更正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正) 2 1 ページでございます。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費についてです。

まず、子育て支援金支給事業費 9 0 万円減額につきましては、決算見込みにつき減額更正でございます。

続きまして、2 2 ページをお願いいたします。

次に、ひとり親の方に支給する児童扶養手当事業費につきまして、減額更正 7 9 万円、また、子育て医療応援事業費も 7 9 万円、いずれも見込みより実績が少なかったことによる減額更正となっております。

その次のひとり親家庭自立支援給付事業費 2 6 0 万円の減額につきましては、決算見込みに基づく更正減でございます。

その次ですが、子ども・子育て支援法による施設等利用給付事業費 5 0 万円減額につきましても更正減となっております。想定より一時預かり等の利用が少なかったということでございます。

続きまして、保育士等就職等奨励金交付事業費 6 0 万円の減額、こちらも想定より交付者が少なかったための減額更正でございます。

その次の子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）1 8 5 万 3, 0 0 0 円の減額更正、地方創生臨時交付金事業費（新生児育成応援給付金事業）の更正減 7 0 万円につきましても、見込みより少なかったことによる更正減となっております。

引き続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）の更正減につきましても、見込みより少なかったことによる更正減でございます。

続きまして、子育て世帯への臨時特別給付事業費の更正減、こちらも 4 8 6 万 3, 0 0 0 円の更正減となっております。こちらも見込みより少なかったものでございます。

続きまして、2 目 児童措置費でございます。

児童運営委託料更正減 2 0 0 万円、続きまして、保育協会補助金の 2 9 4 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、交付額確定につきましての更正減でございます。

続きまして、児童手当給付費 8 2 万円の減額につきましては、決算見込みにより減額更正するものでございます。

飛びまして、2 7 ページをお願いいたします。

1 0 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費です。

上から 2 つ目になります子ども・子育て支援法による施設型給付事業費 1 9 0 万円の減額更正につきましては、想定より利用が少なかったことによるものでございます。

次、また飛びまして、2 8 ページをお願いいたします。

4 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費、放課後子ども教室推進事業費の 9 0 万円の減額更正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、想定より放課後子ども教室が開催できなかったことによるものでございます。

ページ戻りまして、7 ページをお願いいたします。

第 3 表 債務負担行為補正追加分となっておりますが、開会日に正誤表をお配りしておりましたが、そちらで、すみません、吾桑保育園指定管理運営業務委託につきまして債務負担行為を行うもので、期間は、専決日から令和 6 年度までの指定管理期間といたしまして、限度額を 1 億 3, 0 5 0 万円としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西山委員長＝健康推進課長。

○中山健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして説明させていただきます。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正)の 2 3 ページをお願いいたします。

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第 1 目 保健衛生総務費は、実績によります更正減でございます。

母子保健事業費 7 5 7 万円の減額につきましては、妊産婦健診や乳児健診の対象者、また、不妊治療の希望者が試算より少なかったことによることにあわせまして、健診の際の交通費助成につきましても少なくして済んだことによるものです。

健康づくり事業費 1 0 5 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、成人歯科検診や 3 0 代検診の受診者が見込みより少なかったことによるものです。

子育て世代包括支援センター事業費 4 5 万 7, 0 0 0 円の減額につきましては、産前産後ヘルパー事業や宿泊型の産後ケア事業の利用実績によるものでございます。

次に、第 2 目 予防費をお願いいたします。

感染症対策事業費 8 5 0 万円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の不用分となります。

需用費 5 0 万円及び役務費 2 3 0 万円の減額につきましては、3 回目接種が個別接種となりまして、集団接種によります利用する消耗品や接種予約案内等の通知文書の発送が不要になったことによるものでございます。

また、委託料 5 7 0 万円につきましては、想定していた接種率に達しなかったため、医療機関への接種費用が少なくして済んだものです。

予防費の 1, 6 1 5 万 5, 0 0 0 円の減額補正につきましては、予防接種委託料の実績による更正減でございます。

減額となりました主な要因につきましては、インフルエンザの予防接種における高齢者の個人負担分 1, 1 0 0 円でございますが、これは県が助成を中止したことによ

りまして、接種を控えられた方が多くなったこととあわせまして、日本脳炎につきまして、製造上の問題から、ワクチンの供給量が大幅に減りまして、そのことによりまして、接種希望者の一部にしか接種ができなかったことによるものでございます。

次に、24 ページ、第4目 医療対策費をお願いいたします。

医療機関等災害対策強化事業費の180万円の減額更正につきましては、南海トラフ地震発生時に開設する医療救護所に発電機や折りたたみベッド等を整備しましたが、その際に予定しておりました県の補助金が満額確保できなかったことによるものでございます。なお、この不足分につきましては、今年度改めて整備を予定しております。

次に、第5目 健康増進事業費450万円の減額につきましては、各種がん検診の委託料の実績による更正減で、コロナ禍での受診控えとあわせまして、胃内視鏡検査や乳がん検診など、医療機関での検査が新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断したことも影響しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝続きまして、環境保全課です。よろしくお願いいたします。

環境保全課所管分について御説明申し上げます。

別冊 令和3年度須崎市補正予算書(令和4年3月補正)24 ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第3目 環境衛生費90万円の減額補正につきましては、浄化槽設置事業補助金の更正減によるものでございます。

浄化槽の設置数は、前年度の15基から6基増えて、21基となっております。

次に、第2項 清掃費 第2目 塵芥処理費は310万円の減額補正でございます。

内容につきましては、委託料の減額によるもので、主なものは、指定ごみ袋製造委託料の入札による減額、クリーンセンター横浪ごみ処理業務委託料、作業日数の減少による減額となっております。

以上でございます。

○西山委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、続きまして、学校教育課所管の分を説明させていただきます。

別冊 令和3年度須崎市補正予算書(令和4年3月補正)の27 ページでございます。

第10款 教育費について御説明を申し上げます。

第1項 教育総務費 第2目 事務局費512万4,000円減額のうち、学校教育課分322万4,000円でございます。

まず、学資金貸付金126万円の減額は、実績見込みによる更正でございます。

次に、学ぶ意欲を育む教育の充実事業では、教職員の資質向上、あるいは、学校の組織体制づくり、キャリア教育の推進等々を行うために講師を招聘した研修会の実施、先進地視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、先進地視察の中止、研修会縮小のために、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、そ

れぞれ合計163万4,000円を減額しております。

次に、外国語教育推進事業では、ALTの方が来られましたが、来日後に東京で受講するオリエンテーションの費用、また、須崎市への旅費等の実績による減額、また、英語教育に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会を縮小もしたことから、旅費を減額しております。

合計33万円の減額更正でございます。

続いて、28ページです。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費で187万7,000円の減額でございます。学校情報通信環境整備事業費ですが、まず、需用費です。

学校で使用するタッチペンやプログラミング教材などの消耗品を購入した実績に伴います16万円の減額でございます。

次に、使用料及び賃借料ですが、通信時に必要となりますクラウドのフィルタリングソフトウェアのライセンス料について、こちらは入札で予算額を下回ったことにより減額、また、機器を不正アクセスから守るためのファイアウォールの更新を予定しておりましたが、これは委託料での支出といたしましたので減額、そして、コンピューター利用時に必要となります記録確認用のライセンス、シスログでございますが、これが、現行のライセンスが継続をして使用できるということになりましたので、更新の必要がなくなったための減額ということで、合計171万7,000円の減額でございます。

次に、第2目 教育振興費で116万4,000円の減額です。

まず、放課後等学習支援事業の指導者の報償費を実績によりまして16万4,000円の減額をしております。

それから、備品購入費では、特別支援学級用の指導書を希望されます教員に配布をしておりますけれども、児童の状態に合わせましてカリキュラムを組むことから、必要のない場合も出てきます。昨年度は一部の購入のみとなりましたので、100万円の減額といたしております。

次に、第3項 中学校費です。

第2目 教育振興費で683万円の減額でございます。

まずは、給食未実施校で行っております弁当提供事業の実績見込みに伴いまして55万円を減額、また、児童生徒心の居場所づくり推進事業費では329万円の減額でございます。

これは、高知信用金庫旧須崎東支店をお借りしまして、須崎市教育支援センターと、てくテックすさきを併設いたしましたけれども、3月末に開館をいたしました、その開設の際に必要な委託料が見込んでいました金額が必要なくなったということで、減額更正をしております。

また、要保護・準要保護生徒扶助費でございます。

これは決算見込みににより減額で、299万円の減額となっております。

次に、30 ページです。

第 11 款 災害復旧費 第 3 項 文教施設災害復旧費 第 1 目 公立学校施設災害復旧費は、不用となりました予算 1,000 万円を減額更正しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝それでは、生涯学習課所管分について御説明いたします。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正) 28 ページでございます。

10 款 教育費 4 項 社会教育費 2 目 公民館費、公民館費更正減 20 万円でございますが、各公民館のフリーWi-Fi 整備委託料の事業費確定による減額でございます。

4 目 図書館費については、財源更正でございます。

5 目 文化会館運営費、文化会館運営費更正減 406 万 4,000 円は、指定管理委託料の決算見込みや舞台設備購入費の確定により減額するものでございます。

5 項 保健体育費 1 目 保健体育総務費、保健体育総務費更正減 125 万円は、ドラゴンヌー大会の中止に伴う補助金の減額でございます。

スポーツセンター管理費更正減 870 万円、指定管理委託料の決算見込みにより減額するものでございます。新型コロナウイルス感染症による実施事業の減少に伴うものでございます。

30 ページでございます。

11 款 災害復旧費 3 項 文教施設災害復旧費 2 目 社会教育施設災害復旧費でございますが、現年発生単独災害復旧費更正減 200 万円でございます。

災害がなかったものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費補正でございます。

10 款 教育費 4 項 社会教育費、図書館等複合施設整備事業費 3,678 万 7,000 円、基本設計費等の繰り越しを行うものでございます。

5 項 保健体育費、スポーツセンター管理費 173 万 9,000 円、備品購入のため、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、それぞれ追加補正をいたしております。

次に、第 3 表 債務負担行為補正でございます。

安和市民交流会館指定管理業務委託につきまして、専決日から令和 8 年度までの期間、5 万円を限度額として追加補正をいたしております。

よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村委員＝ちょっとすみません、子ども・子育て支援課。

これ去年の 3 月補正で非常に申し訳ないのですが、子育て世帯への臨時特別給

付金更正減等々ございますが、児童手当を受給される方は把握されておられると思いますが、高校生ですよね。高校生の抜かりがひょっとあったがやないかとかって、どのような感じで受け取られてますか。

○西山委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝高校生のみといいますか、中学生以下のお子さんがいらっしゃるなくて、児童手当を受けられていない高校生以上のみの世帯の方は、申請方式をさせていただいておりましたので、100%交付ができているかというのは、ちょっと把握はできておりません。

○西山委員長＝西村委員。

○西村委員＝そうだと思います。なかなか難しいところがあると思いますが、前年、前々年というようなことですよ、児童手当の受給、そういうようなことの履歴もあると思いますんで、より抜かりがないような手だてというものを、今後、こういうことがありましたら、そこだけお願いをしておきます。

○西山委員長＝よろしいでしょうか。

○西村委員＝もう1点。

○西山委員長＝西村委員。

○西村委員＝これ、確認のためです。

環境保全課長、浄化槽をこれ設置ですけど、合併浄化槽の、今年、15基から21基、数は増えたけど、減額更正というようなことで、やっぱり何人槽や、小さいのが多かったかなっていうような認識もしているところでございますが、この設置区域ですよ、下水道の整備区域以外っていうような認識でよろしいですか。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝その認識でお願いいたします。

○西山委員長＝西村委員。

○西村委員＝それでですね、設置区域であっても、例えば、配管が物すごく長くなるとか、そういう場合がひょっとまれに出てくるかなとも思いますけど、そういうようなことは、例えば大間西町、山手町はいきませんというような区切りでやられてますでしょうか。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝そのとおりでございます。

○西村委員＝了解しました。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

森田委員。

○森田委員＝環境保全課長にお聞きします。

塵芥処理費の更正減の310万円は、作業日数の減ということですが、これは火災によつての作業日数が減少した関係の減額なのかと、その点を。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝このクリーンセンター横浪ごみ処理業務委託料の減額につきましては、森田委員、今お話ししたとおりでございまして、火災復旧の仮置きのごみ、こちらをシルバー人材センターに委託をしております。

ただ、火災復旧の工事が、工期が延長されましたので、実質的に作業する日数が減ってきたということで減額をしております。

○西山委員長＝よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 4 7 号 専決処分の承認について

○西山委員長＝続きまして、市議案第 4 7 号 専決処分の承認について を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第 4 7 号 専決処分の承認について御説明させていただきます。

議案書 2 0 ページでございます。

本議案は、令和 3 年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正)の 3 1 ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことに対する国庫補助金の増額による財源更正でございます。

3 2 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入予算補正の歳入でございますが、第 1 款 国民健康保険税 第 1 項 国民健康保険税 1 2 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、収入見込みによる更正減、第 8 款 国庫支出金 第 1 項 国庫補助金 1 2 1 万 5, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症

に係る国民健康保険税減免分の更正となっております。

歳出は、歳入の変更に伴う財源更正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 4 9 号 専決処分の承認について

○西山委員長＝続きまして、市議案第 4 9 号 専決処分の承認について を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第 4 9 号 専決処分の承認について御説明をいたします。

議案書 2 2 ページでございます。

本議案は、令和 3 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊 令和 3 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 3 月補正)の 4 0 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 2 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 6 億 8, 9 4 3 万 8, 0 0 0 円としようとするものでございます。

それでは、4 5 ページの歳出から御説明をいたします。

歳出につきましては、決算見込みに基づきまして、第 3 款 地域支援事業費 第 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費 第 1 目 第 1 号訪問・通所・生活支援事業費に 1 2 4 万 5, 0 0 0 円の増額更正をするものでございます。

続きまして、歳入につきましては、4 3 ページ、

第 3 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 第 2 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)を 3 1 万 2, 0 0 0 円、第 4 款 支払基金交付金 第 1 項 支払基金交付金 第 2 目 地域支援事業支援交付金を 3 3 万 6, 0 0 0 円、第 5 款 県支出金 第

2 項 県補助金 第 1 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)を 1 5 万 6, 0 0 0 円それぞれ増額し、第 7 款 繰入金につきましても、第 1 項 一般会計繰入金 第 3 目 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)を 1 5 万 6, 0 0 0 円、第 2 項 基金繰入金 2 8 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ増額し、合わせて 1 2 4 万 5, 0 0 0 円を増額するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 5 1 号 専決処分の承認について《分割》

○西山委員長＝続きまして、市議案第 5 1 号 専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第 5 1 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 4 月補正)の 6 ページでございます。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 2 目 障害者福祉費 6 5 0 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、地方創生臨時交付金事業として、障害者通所事業所等感染症対策事業を実施しようとするものであり、具体的には、市内の障害者通所事業所等 1 3 か所に対しまして、マスクや消毒、その他、事業所における感染防止対策のための備品購入として、1 か所当たり 5 0 万円を限度に補助しようとするものでございます。

以上です。

○西山委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明申し上げます。

同じく別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 4 月補正)の 7 ページでございます。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 3 目 保育園費の地方創生臨時交付金事業費(保育所等感染症対策事業)といたしまして、補正額 3 1 5 万円といたしております。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、市内保育所等への感染防止対策のための衛生用品等購入費といたしまして、需用費といたしましては 4 5 万円、あと、負担金補助及び交付金といたしましては、市内の 7 保育園、あと小規模保育所 1 か所、認可外保育所 1 か所、合わせて 9 施設に対しまして、それぞれ 3 0 万円を限度に補助をさせていただくもので、計 2 7 0 万円となっております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

1 0 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費の地方創生臨時交付金事業費(幼稚園感染症対策事業)といたしまして、こちら、幼稚園 1 園に対しまして 3 0 万円を限度に補助をさせていただくものとなっております。

財源といたしましては、全額国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西山委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝続きまして、学校教育課所管の説明をさせていただきます。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 4 月補正) 8 ページでございます。

第 1 0 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 1 目 学校管理費で 1 3 0 万円の補正でございます。

まず、コロナ禍で学校が緊急に臨時休業となった場合に、給食の食材がどうしてもキャンセルができなかった場合に必要となる経費としまして 2 0 万円、それから、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として必要となりますマスク、手指消毒などの物品購入費として 1 1 0 万円を補正計上いたしております。

次に、第 3 項 中学校費です。

第 1 目 学校管理費では、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として必要となります物品購入費で 3 7 万円でございます。

第 3 目 学校建設費でございます。

朝ヶ丘中学校特別教室への空調設備設置費用として 5, 1 4 8 万円の計上をいたしております。

設計委託料として 3 4 6 万 5, 0 0 0 円、工事請負費で 4, 8 0 1 万 5, 0 0 0 円でございます。

各学校の普通教室にはもう既に空調設備が設置をいたしておりますけれども、ここに来て、一定の距離が保てる場合はマスクも外して構わないという方向性も示されておりますけれども、学校では限られたスペースで学習をしております、なかなかマスクを外す状況には現在ございません。新型コロナウイルス感染対策と並行して、熱中症対策への取り組みも必須ということがございますので、今回、朝ヶ丘中学校の特別教室への空調設備を整備するものでございます。

いずれも地方創生臨時交付金事業で実施をするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝生涯学習課所管分を御説明申し上げます。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書（令和 4 年 4 月補正）9 ページでございます。

10 款 教育費 4 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費、地方創生臨時交付金事業費（社会教育施設安全・安心確保事業）124 万 8,000 円、各公民館の手洗い水栓、計 18 基を非接触型水栓に交換するものでございます。

4 目 図書館費、地方創生臨時交付金事業費（図書館パワーアップ事業）205 万円、電子書籍利用料と図書購入費でございます。

よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 53 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）に
について《分割》

○西山委員長＝続きまして、市議案第 53 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第 53 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書（令和 4 年 6 月補正）の 9 ページでございます。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 4 目 障害者地域生活支援事業費 370 万円の増額につきましては、地域活動支援センター事業費の更正でございまして、委託料 500 万円の減額は、センター事業の開始を令和 4 年 12 月へ延期したことに伴う減額であり、また、工事請負費 870 万円につきましては、センター開設に当たりまして、現在の施設を改修しようとするものであり、具体的には、車椅子の方でも施設を御利用

いただけるように、障害者用トイレの設置や玄関前のスロープの拡張、また、室内の補修等を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝健康推進課長。

○中山健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして説明させていただきます。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書（令和 4 年 6 月補正）の 9 ページをお願いいたします。

第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第 2 目 予防費でございます。

感染症対策事業費更正 2，1 6 9 万 8，0 0 0 円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種に係る費用となっております。各医療機関での個別接種実施のための委託料として 1，9 3 5 万 5，0 0 0 円、4 回目接種に対応するための接種券の発行や予防接種台帳管理のためのシステム改修、WEB 予約システムの改修費用として 2 3 4 万 3，0 0 0 円となっております。

なお、現在の状況でございますが、基礎疾患の方の受付をするるとともに、6 0 歳以上の方で 3 回目接種を終了した対象者約 8，0 0 0 人に対しまして、接種から 5 か月を経過した約 2，5 0 0 人の方に接種券を送付しておりまして、昨日、2 0 日から、個別の医療機関で接種を開始しております。

以上です。

○西山委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、学校教育課所管の説明をさせていただきます。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書（令和 4 年 6 月補正）の 1 1 ページでございます。

第 1 0 款 教育費 第 2 項 小学校費 第 1 目 学校管理費で 3 6 3 万 4，0 0 0 円の補正でございます。

学校情報通信環境整備事業費でございますが、まず、委託料 1 8 3 万円でございます。学校では、1 人 1 台のタブレットが整備をされましたので、ICT 教育を推進していくということで、各学校では様々な研究もしていただいております。

そうしたことも含めまして、これまで以上に ICT 支援員という方の役割が大変重要にはなってきておりますが、本年度当初から 1 人の配置しかできておりません。

継続して、現在、募集も行っておりますけれども、専門的な側面もあることも影響して、応募もなくて、現在も 1 人ということになっております。

全ての学校を 1 人で見るということにも限界もございますので、専門業者に委託をしまして、学校の支援を行うというものでございます。

月 1 6 日程度で、午後 3 時間の勤務を予定しております。

次に、備品購入費でございます。学校に配備をしておりますプロジェクターが老朽化となっておりますので、それぞれ更新をしていくために、1 8 0 万 4，0 0 0 円を計上いたしております。

続きまして、第 3 目 学校建設費 3 9 万 5, 0 0 0 円です。

これは、給食センター建設用地の取得に向けまして、土地の鑑定が必要になりますことから、その鑑定委託料でございます。

次に、1 2 ページ、第 3 項 中学校費 第 3 目 学校建設費でございます。

先ほどの小学校費と同じく給食センター建設予定地の鑑定委託料 2 1 万円でございます。

小・中学校児童生徒数で按分をして計上をいたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）について《分割》

○西山委員長＝続きまして、市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第 5 8 号 令和 4 年度須崎市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊 令和 4 年度須崎市補正予算書(令和 4 年 6 月補正)の 5 ページでございます。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費でございますが、子育て世帯等臨時特別支援事業費(非課税世帯等給付金)として 3, 2 3 6 万円の補正でございます。

令和 3 年度の住民税非課税世帯等給付金につきましては、予算を繰り越しし、引き続き事業を継続いたしておりますが、今般、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえまして、令和 4 年度の市民税非課税世帯で、これまでに本給付金の支給をまだ受けていない世帯を新たな支給対象とし、本給付金を支給しようとするものでございます。

具体的には、令和 3 年度の住民税が課税の世帯であっても、世帯全員の令和 4 年度住民税が非課税であれば、今回の新たな支給の対象となります。

なお、補正の内訳につきましては、需用費、役務費、委託料、扶助費をそれぞれ計上いたしております。新たな支給対象となり得る世帯につきましては、福祉事務所から御案内の通知書を送付することといたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課分につきまして御説明申し上げます。

別冊 令和4年度須崎市補正予算書(令和4年6月補正)の5ページでございます。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費についてです。

歳出額が3, 135万7, 000円増額となっております。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対しまして生活支援を行うため、昨年度に引き続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金を給付することといたしております。

内容でございますが、まず、ひとり親世帯分が1, 423万7, 000円、あと、その他世帯分につきましては1, 712万円となっております。

それぞれ児童1人当たりにつき5万円を給付するものとなっております。

内訳といたしましては、両事業の需用費といたしまして、あと、役務費、委託料、扶助費といたしまして、それぞれ予算計上をさせていただいております。

ひとり親世帯分の対象児童を230人、その他世帯分の対象児童を280人と見込んでおります。

なお、昨年度実績が、ひとり親世帯分が213人、その他世帯分の方は260人となっております。

財源でございますが、こちらにも新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝続きまして、環境保全課所管分につきまして御説明いたします。

同じく、別冊 令和4年度須崎市補正予算書(令和4年6月補正)の6ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第3目 環境衛生費1,165万円の補正につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費の実施によるもので、国の補助金を活用いたしまして、須崎市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の改訂を行おうとするものでございます。

4月に応募しておりました事業申請がこのたび採択されましたので、予算を計上するものでございます。

なお、補助金の補助率は4分の3でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎（宏）委員。

○大崎（宏）委員＝最後のほうの、環境保全課長、その業者ってどこですか。

○西山委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝本議会で新年度予算が確定しますので、これからプロポーザルの方向で準備をしております。

○大崎（宏）委員＝分かりました。以上です。

○西山委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

（２）その他について

○西山委員長＝以上で、当委員会で審議する議案は終了しましたが、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長＝なければ、以上で教育民生委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前１０時５２分 散会